熊本県普及指導活動外部評価実施要領

１　趣旨

農業者のニーズに対応した、高い成果を創出する普及指導活動を効果的・効率的に展開させるためには、幅広く客観的な視点から評価を受け、普及指導計画の検証及び改善を図ることが重要である。

このため、先進的な農業者や関係機関等を含めた委員による外部評価を実施し、評価結果を踏まえて次年度以降の普及指導計画の改善を図る。

２　外部評価委員の設置

県は、普及指導活動の客観的な評価を実施するため、先進的な農業者、若手・女性農業者、農業関係団体、消費者、学識経験者、マスコミ、民間企業等の外部有識者の中から外部評価委員（以下、「評価委員」という。）を選定する。

なお、評価委員の構成は概ね次のとおりとする。

・先進的農業者：１名

・若手農業者：１名

・女性農業者：１名

・農業関係団体：１名

・消費者：１名

・学識経験者：１名

・マスコミ：１名

・民間企業：１名

３　外部評価会議の開催

（１）県は、毎年度、外部評価の対象とする農業普及・振興課を選定し、外部評価会議を年１回開催する。

（２）評価会議の開催主体は、農林水産部生産経営局農業技術課とする。

（３）評価会議の参集範囲は、評価委員、農業普及・振興課職員、農業革新支援専門員及び農業技術課職員等とし、必要に応じ関係者をオブザーバーとして参加させることができるものとする。

４　評価実施方法

（１）評価項目

評価委員が行う評価の項目は次のとおりとする

ア　普及指導活動の体制（組織体制や人員の動向、農業改良普及員の資質向上の取組等）

イ　普及指導活動の実施状況（普及指導計画の策定、普及指導活動の経過及び実績、成果目標の達成状況等）

ウ　その他必要と認められる事項

（２）評価資料の作成

農業技術課は、評価会議における評価資料として（１）のアの普及指導活動の体制の資料を作成する。

また、評価対象となる農業普及・振興課は、普及指導活動内容を評価資料として作成する。

なお、評価会議開催日の１週間前までに農業技術課へ提出することとする。

（３）評価の実施

評価委員は、（１）の評価項目について評価を行うものとする。

（４）評価票の提出

評価委員は、評価会議終了後、別途定める普及指導活動評価票を記載し、農業技術課が指定する期日までに提出する。

５　評価結果の活用と公表

（１）評価対象の農業普及・振興課は、評価委員による評価結果を、次年度以降の普及指導計画に反映することとする。

（２）農業技術課は、普及指導計画の実施状況、普及活動の成果等とともに評価の概要及びその対応状況等について、県ホームページ等において公表することとする。

付則

この要領は、平成28年１月22日から施行する。

この要領は、平成28年8月18日から施行する。

この要領は、平成30年12月27日から施行する。